

# 民事司法制度改革の推進について

(抄)

令和2年3月10日  
民事司法制度改革推進に関する  
関係府省庁連絡会議

## 第2 民事裁判手続等のIT化

### 1 民事裁判手続等のIT化の在り方

#### (3) IT化の将来的な方向性とAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性

##### イ 民事判決情報の提供について

民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである。

そこで、法務省は、民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上で、ニーズやあい路等につき必要な検討をする。

また、最高裁判所においては、民事判決情報の提供も含め、法務省における上記検討に協力することが期待される。

※ 全文については、以下の内閣官房のホームページを参照。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/dai3/honbun.pdf>